

第十五回国会 厚生委員会 會議録 第六号

昭和二十七年十二月十六日(火曜日)

午前十時四十二分開議

出席委員

委員長 平野 三郎君

理事 大石 武一君 理事 野澤 清人君

堤 ツルヨ君 長谷川 保君

新井 堯爾君 池田 清君

勝保 稔君 加藤 五郎君

中馬 辰猪君 永山 忠則君

日高 忠男君 平澤 長吉君

吉江 勝保君 高橋 貞一君

岡部 周治君 柳田 秀一君

只野直三郎君

出席政府委員

厚生政務次官 越智 茂君

厚生事務官 高田 浩運君

(医務局長) 久下 勝次君

(厚生事務官) 勝次君

(保險局長) 曾田 長宗君

(厚生技官) 曾田 長宗君

(農林事務官) 平川 守君

(農地局長)

委員外の出席者

大蔵事務官(管財局) 木村 三男君

国有財産第一課長 尾村 偉久君

厚生技官(医務局) 尾村 偉久君

国立療養所課長 中村 隆則君

厚生事務官(保險) 中村 隆則君

局船員保險課長 中村 隆則君

農林事務官(農地) 和田 正明君

局管理課長 和田 正明君

會計検査院事務官(検査第二局) 小峰 友雄君

生働労働検査課長 小峰 友雄君

専門員 川井 章知君

専門員 引地亮太郎君

十二月十六日

委員池田清君辭任につき、その補欠として中馬辰猪君が議長の名で委員に選任された。

十二月十六日

船員保險法の一部を改正する法律案(内閣提出第二十九号)

同月十五日

霧島国立公園地区内海老野高原開発に関する予算計上の請願(小山長規君紹介)(第九二二号)

医療給付費の二割以上国庫負担に関する請願(持永義夫君紹介)(第九八六号)

国民健康保險再建整備に関する請願(持永義夫君紹介)(第九八七号)

未復員者給与法の適用患者に生活扶助料支給に関する請願(岡田勢一君紹介)(第九八八号)

慰安謝金増額に関する請願(長谷川保君紹介)(第九八九号)

汚物掃除法の一部改正等に関する請願(町村金五君紹介)(第九九〇号)

国立療養所における給食費増額の請願(町村金五君紹介)(第九九一号)

動員中戦傷学徒の国家補償強化に関する請願(竹山祐太郎君紹介)(第九九二号)

戦傷病者及び軍属に対する国家補償確立に関する請願(小川半次君紹介)(第九九三号)の審査を本委員会に付託された。

同日

社会保険制度の確立に関する情陳書(社会保険確立若手県大会執行委員長佐藤公一)(第七四五号)

国民健康保險補助増額の情陳書(秋田市秋田県国民健康保險団体連合会理事長斎藤幸男)(第七四六号)

国民健康保險事業振興対策に関する情陳書(長野県国民健康保險団体連合会理事長市川漢)(第七四七号)

清掃事業施設整理に要する財源措置に関する情陳書(堺市長大塚正)(第七四八号)

戦争犠牲者に対する援護強化に関する情陳書(群馬県議會議長金子金八)(第七四九号)

戦傷病者及び戦没者遺族に対する年金、弔慰金の増額等に関する情陳書(東京都議會議長斎藤清亮外九名)(第七五〇号)

戦犯刑死者遺族に対する戦傷病者戦没者遺族等援護法の適用に関する情陳書(群馬県議會議長金子金八)(第七五一号)

同(大阪府庁内戦争受刑者大阪世話会理事長杉道助)(第七五二号)

満洲開拓者遺族並びに留守家族援護促進に関する情陳書(群馬県議會議長金子金八)(第七五三三三三)

同和問題対策に対する情陳書外一件(広島県芦品郡府中町永井部落解放広島県連合会副委員長小森武雄外一名)(第七五四号)を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

小委員の補欠選任

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)(参議院送付)

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法及び診療エックス線技師法の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)(参議院送付)

船員保險法の一部を改正する法律案(内閣提出第二十九号)

国立療養所保有地の問題に関する件

○平野委員長 これより會議を開きます。

まず小委員補欠選任の件についてお諮りいたします。去る三日当委員会の鈴木義男君が委員を辭任されたのに伴いまして、現在水道に関する小委員会並びに国立公園に関する小委員会において、それら一名の欠員を生じておりますので、その補欠選任を行いたいと存じますが、鈴木義男君は再び当委員に選任されましたので、同君を再び補欠選任することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○平野委員長 御異議なしと認め、そのように決めます。

○平野委員長 保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案、並びにあん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法及び診療エックス線技師法の一部を改正する法律案の両案を一括して議

題とし質疑に入ります。

○長谷川(保)委員 今上程せられましたあん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法の一部を改正する法律案でございますが、この法律の改正につきま

しては、全国の盲学校校長會議その他から、盲人保護の立場から十分な考慮を払ってもらいたいという陣情が来ておりますが、この改正法律案によりま

す、大体二年でこの認可を与えるようにならうとありますが、これは私も盲人保護の立場から十分な考慮を払わなければならぬと思ふ。御承知のよう

に、世界におきまして盲人の独立をしておりますが、割合におきましては、わが国が世界で最も多いのでありまして、大体その七割が独立している。米国は三割というのでありますが、その盲人の独立しております職業のほとんどすべては御承知のようによいことによりまして、従いましてもしこういふことによ

つて盲人の生活が脅かされる、独立が脅かされるというふうなことはないであらうか。このことをまず伺いたい。

○高田(清)政府委員 お答え申し上げます。あんまにいたしましたし、はり、きゆうにいたしましたし、昔から国民の間に広く用いられております。保健衛生の上から行けば非常に重要な仕事でございます。そういう意味において、十分保健衛生の立場からこの問題を考えなければならぬことは言うまでもないところでございますが、ただいまお話しにありましたごとく、こういった仕事につきましては盲の方々が多

数據わつておられる実情にございますし、そういう意味で、その人たちの立場ももちろん十分考えなければならぬといふことは言うまでもないと思つております。今度の改正におきまして、高等学校を出した者を入学資格としたします学校における修業年限を、従来に比へますと短縮した次第でございますが、私たちの見方として、これは、これによつて盲の方々の職業に対して非常な打撃を与えるというふうにはもちろん考えていないのでございまして、けれども、しかし非常に御心配になつておられる向きも多いのでございまして、この御心配といふことは一つの現実でございますので、こういう現実の上で立つてお話のような点は十分考へて行かなければならぬ、かように考へる次第であります。

○長谷川(保)委員 全国で盲人のためのこういう職業教育をいたします学校の数及びその生徒数、それから公立、私立の別、それから正常な方々のための同じく学校施設数、それから生徒数、そういうものがおわかりでございましょうか。

○高田(浩)政府委員 これは必ずしもその養成所自体において盲の人だけしか入れない、あるいは目明きの方だけしか入れないというふうなわけ方にはいたしておられないので、中は混みになつておられるわけでございます。そういう意味におきまして、盲の方々の専門——これは盲学校はそうなのであります、そのほかの養成所について盲専門あるいは目明き専門というふうになつておられないので、その辺の数を正確に申し上げることは困難かと思つて、ただ現在その職業に携わつてお

方のうち、清眼の方と盲の方との数は、これは少々古い統計ではございますけれどもございまして。

○長谷川(保)委員 大体の概数でいいですが、発表してください。

○高田(浩)政府委員 これは二十四年の調べでございますが、その後若干大きな変化はないと存じますが、目明きの方と盲の方についてわけまして、おの／＼には男女がございまして、簡便のため男女合計して申し上げますと、あんなにつきましては清眼の方約七千人、盲の方約一万八千人、それからつきましては目明きの方約五千人、盲の方約二千人。それからきゆうにつきましては、目明きの方約五千五百人、それから盲の方約千六百百人。それからあんな、はり兼業の方について見ますと、目明きの方約二千人、それから盲の方約三千人。それからあんなときゆうとの兼業について見ますと、目明きの方約二千六百人、盲の方約千三百人。それからはりとしきゆうとの兼業について見ますと、目明きの方約九千人、それから盲の方約二千九百人、それから次にあんな、はり、きゆう三つの兼業について見ますと、目明きの方約一万人、それから盲の方約九千人。そういうことになつております。

○長谷川(保)委員 今のお答えを伺いますと、すでに盲人の職業に對して、清眼の方が非常な進出をしておられることがわかりました。おそらくこれらことは、明治時代におきましては、あまりなかつたろうと思つて、あるいは戦前にはあまりなかつたかもしれない。近年相当にふえたものと思われま

これは盲人の方々にとりましては、ゆゆしい問題である。私は身体障害者を保護するという立場からいたしまして、これは十分考慮する必要があると思つております。

さらに伺ひたいことは、聞くところによりますと、温泉場等におきまして清眼の方々——これは盲人の方にも幾分あるようでございますけれども、婦人の方で売春行為とこれとを兼ねておられるというふうなことを伺つて、当局はお調べになつたことがございまして。

○高田(浩)政府委員 温泉場におきまして。あんなにきゆうのことをやつておられる向きがあるというので、この取扱ひについて一時間問題になつたことがございまして、これをいわけゆるあんなの脱法行為として取締ることができるとか、いささか疑義もあつた、実は非常に取締りとしてしまつてもむづかしい問題でございますので、これが取締りの実績といふところまでは、まだ行つていない実情であります。

○長谷川(保)委員 私は専門外のことではよくわかりませんが、厚生当局において、はり、きゆう、あんなといふ三つを正確に兼ね修めるためには、何年くらいがほんとうに必要であるとしておられるか、このことを伺ひたい。

○高田(浩)政府委員 今回の改正によりまして、二年以上ということにいたしておられるわけでございます。これは技術的に見て、大体二年程度でできるといふ見方もございまして、それからいろいろな事情もございまして、それからなおさらによく時間数等も正確に検討

いたしまして、法律の範囲内において適切なきめ方をいたしたい、かように考へております。

○長谷川(保)委員 聞くところによりますと、盲人の方々は大体盲啞学校におきまして、正規の時間をふんでこれを修業なさることになつておられますけれども、清眼の方にはいふんいか、わしい養成所と申しますか、学校と申しますか、そういう種類のものがあるというのを伺つておる。たとえば小さな八畳か十畳くらいの部屋でもつて次々に夜だけその技術をやつておられることを伺つておられますが、厚生当局はそういうことを調べたことがございまして。

○高田(浩)政府委員 養成所の認定後の経営については、地方庁を通じて取締つておられる次第でございますが、なお今後一層お話のような間違ひのないように監督を厳重にして参りたい、かように考へております。

○長谷川(保)委員 そういうふうな実情がもしありまして、ずいぶんいかにわしい養成所がありまして、そういうところでは夜だけ修業をする——昼間は何か働いて、夜だけその修業をするというふうなことが清眼の方々にできるといたしますれば、今日盲人の方々が非常に心配いたしまして、自分たちはもう二年もしくは三年かけてこれをやらなければならぬけれども、清眼の方々ははいわば副業のようにそれをやるということが出来る。遂に職業をみな奪われるというふうなことをおそれているのは当然だと思つて、でありますから、今日盲人の方々が主張しておられますような——むしろ清眼の方には気の毒であつて、ある意味では職業選択の

自由との権衡上少く問題があると思つておりますが、やはり盲人の方々のように、はり、きゆう等の一科を修めるのには二年以上、それから二科以上をあわせ修めるのには三年以上とする、というように持つて行つたらどうかと思つておられる。これについて厚生当局はどういうふうにお考へになりますか。

○高田(浩)政府委員 養成所の監督を厳重にいたしたいといふことにつきましては、ただいま申し上げた通りでございます。

養成年数の問題につきましては、先ほど申し上げましたように、技術的に見れば一応今のところでは二年程度で行けるんじゃないかという見方もございまして、先ほど申し上げましたように、いろいろ事情も考へなければならぬ、さうして、さうして技術的に時間数その他の計算もいたしまして、慎重にきめたいと考へております。

○長谷川(保)委員 この点についてなお私は実情を調べる必要があると思つて、今日打切ります。

○堀(ツ)委員 ただいま長谷川委員から御質問がございましたが、ちやうど参議院が先議になつてこの法案がまわつて参りましたから、医務局のこうした種類の療行行為に対するお考へについて、一応私はぜひだしておかなければならぬと思つております。たとへばはりきゆう、あんな、マツサイジを業とする者があつて、さらに療術師といふのがございまして、常に私たち厚生委員のところへは、この法律に守られておられる人々と療術師との間の反対陳情がなされて、狭いコップの中の

争いが繰り広げられておるのであります。が、厚生省自体は、こうした零細な働く人たちの立場というものを一向に真剣に考えておられないような節がうかがわれるのでございます。たとえば、ただいまの長谷川委員の御質問に對しましても、いかがわしい養成所の、目明きの方々を養成しておるような問題に對しましては、私どもは、あんま、はり、きゆう、こうしたことを業とする人たちが、目明きの人と盲の人が年々どういふ比率において増加率を示しておるか、いかなる方向にあるかという線さへも、厚生省の医務局のお手元になんというところは、まことに寒心にたえません。なぜならば、医者にはかからないけれども、はり、あんま、きゆうにかかると、療術師の治療によつて健康を支えておる人たちの体は非常に多くまた法でも認められておるのでございますから、大切な生命を預けるこうした治療師の監督についてはもう少し厚生省が怠慢を拭拭してもらわなければ、われ／＼は安心しておれないのでございます。なお私たちのところへ参ります陳情は、いろいろな角度からの陳情がいろいろな種類にわかれておりますから、私はあらゆる場合に一部の陳情団に加つて振りましたというやうなことはしたくないと思ひますけれども、しかしその言ひ分は、一応こうした不具な立場におる人たちに對しましては、やはり真剣に考える必要があるものであります。この法律案が参議院に提案されておるといふことを知らないで遅れた人たちが遅ればせながら参議院にかけつけて参りました。と申しますのは、ただいまあなたが御報告になりました通り、目明きの人たちが

が盲人よりもはるかにこの業をたくさん営んでおるといふ現状でございまして、そうすれば盲人の人たちとしては、ほかの職業の持てない身体障害者を保護してくれる立場にある国家は、国家の行政面においてわれ／＼を守つてくれるべきであるのが当然じゃないかというところの陳情をするのは私は当然だと思ふ。そうした陳情がありますのに、私たちはこれを無視することはできません。しかもいかにこれを急がせましても、私たちは実情の上に立つて、やはりより一人でも多くの利益を守るための法律案を成立させたいと思ひますから、私は長谷川委員のたゞいまの御発言通り、これは留保いたしたいと思ひます。

さらに厚生省の医務局長にお尋ねしたいのは、先ほどから私が申しました通り、何らか厚生省のあなたの方には、こうしたトータルとか調査の結果だとかが十分でないようにお見受けいたしますが、どうしてそれが年に統計の上につけて来ないのか。調査の結果が出ないのか。こういう点について明らかなにしていただきたい。なぜ出ないのか。たとえば医者関係の問題であるとか、病院関係の問題であるとか、保健所の問題であるとかいうやうな、社会的のウエイの重い問題に對しては、相当調査資料などもお持ちになつておるけれども、やや忘れがちな部門の人々に対しては、厚生省に資料がないという場合が非常に多いと私は思ひますが、いかがでありますか。たとえばたゞいま御発表になりましたもので、二十四年の統計しかない。まことにやつて無責任きわまると思ひます。○高田(浩)政府委員 お話のよう、に

あんまにしましても、特にはり、きゆうにおきましては、まことに保健衛生上非常に重要な事柄でございまして、場合によりましては、はり等によつて生命の危険というやうなこともおもんばかられるやうな関係もございまして、これらの保健衛生上の見地からする監督取締りを厳重にしなければならぬというところは申すまでもないのでございまして、私たちもそういうふうに考へておりますけれども、ただいまいろいろお話のございましたように、こういったことに携わつておる人たちの立場を考えますと、保健衛生上一点張りではないけれども、これでも十分考へて行かなければならぬ点だと思ふのであります。しかし少くとも生命に危険を来すというやうなこともないにについては、まさしくさうに考へておる次第でございまして。

なお療術の問題についてお話がありました。御承知のように、制度として、昔からあんま、はり、きゆうについては明治あるいは大正年代から法律的に制度化されておりましたけれども、療術につぎましては、そういうやうな制度化はされていなかったわけでございます。従つてその両者の間には取扱ひ上画然たる相違があつたし、現状も大体その体系を継受しておるというように言つてさしつかえないのではないか、かように存する次第であります。

それから清眼者と盲者のとの関係でございますが、今数字についてお話でございまして、あんま、はり、きゆうの場合と、あるいは柔道整復の場合と、そういう仕事の相違に基きますおのずからなる相違があるということも御了承いただけることだと思ふのであります。別にどつちがどうというやうなことはこれはこれはないのではありませんかと思ひます。

それから資料の点おしかりを受けましたが、これは別にわれ／＼の方が輕視しておるといふことではございませんで、ごういつた統計は厚生省全般としての統計としてとつておるわけでございます。そして、いわゆる臨時的な調査でなしに、一般的統計としてとつております関係上、全般的の統計の集計、調整その他がこれは非常に重大な事務なしいし作業になる關係上、全般的に遅れておる事情がありますけれども、かようになつておるのでありますけれども、もし特別に御必要があるというところであれば、これは非常にとくさんの資料の中から抜いてつくるといふこともおそろしく可能だと思ひます。

○櫻井委員 私は医務局長ばかりを攻撃する立場になつておりました、まことに申訳ないと思ひますけれども、しかしはり、きゆう、あんまや療術師の問題に對しては、議會でも根本的な検討を要する節ができておるのであります。従つて法案を改正するとか何とかいうときにあたつて、私たちがあなたの方に資料をほしいといつたときに、昭和二十四年の資料一つしかないくらいで、法の改正なり、われ／＼の正しい結論を出せるかといつたら無理なんです。今あなた資料が非常にむづかしいようにおつしやいましたけれども、決してむづかしいこととございませぬ。各府県の県庁にお命じになつて、三府四十二県をお集めになりましたならば、あんま、はり、きゆう、療術師のトータル、統計はわかるはずなんです。この法の係官がおやりになれば、直慢でさえなければ必ず手元にあるはずであります。私どもやつてみせませぬ。国民の公僕として責任ある厚生省が、責任を糊塗せんがために苦しい御弁明をなさるのを、私はお気の毒に聞いておりますが、これだけでは済まされません。清眼にしろ、それから目の明かない人にしろ、いずれも自分の肉體労働の零細な収入で生活をささえておる弱き人々である。従つて目明きのあんま、はり、きゆうを退治して行こうとか、療術師の既得権を奪うといふやうなことは軽々には許されません。従つてわれ／＼は、盲人の方々の身體保護者としての立場、目明きの人たちのはり、きゆう、あんまの領域を侵す原因、社会情勢、それからまた療術師と對立する原因などを考へてみましたときには、やはり慎重な多角的な検討を要する。御存じの通り療術師のごときもまた単独立法を要求して、相當皆様のところへやかましく陳情が行つておるはずで、そういうことを見ぬふりをしていらつしやるやうな感じがいたします。たゞ／＼私は医務局の係官の方に、はり、きゆうなり、療術のことに對して電話なり、私が何つて質問したことがございまして、私が何つて質問したことがございまして、責任あるかと思つてたゞ／＼伺つてみても、ないのではありません。この辺は医務局長はもう少し監督する必要があるのじやないか、私はかように存じます。従てどうか昭和二十四年というやうなばかなことを言つておらずに、政治は生きておる、お互いに人間も生きてお

る、職業も動いておるとすれば、あな
たは二十五年、二十六年、少くとも終戦
後のほうり、きゆう、あんまと療術師の
目明きの人、それから目の明いてお
らない人との比較、参考資料となるべ
きものをお持ちになつてこの議会にお
出になるのが、私は当然だと思いま
す。参議院では問題にならなかつたか
もしれませんが、私たちはこの
人たちに對して責任もございますか
ら、簡単にこの法案を上げるわけには
参りません。従つて責任ある調査資料
をいただいてから、良識ある他の委員
の方々とこの法の検討したいと思
います。私まださらに質問があります
けれども、保留いたします。何だか委
員長もお急ぎのようでありますから、
委員長のお話も立ていたします。

○平野委員長 他に両案に対する御質
疑もないようであります。保健婦助
産婦看護婦法の一部を改正する法律案
の質疑は終了したと認めるに御異議あ
りませんか。

○平野委員長 御異議なしと認め、本
案の質疑は終了したものと認めます。
次に本案の討論に入りますのでありま
す。が、本案の討論に關しましては別に通
告もありませんので、これを省略し、
ただちに採決に入るに御異議ありませ
んか。

○平野委員長 御異議なしと認め、本
案の討論は終了したものと認めます。
次に本案の討論に關しましては別に通
告もありませんので、これを省略し、
ただちに採決に入るに御異議ありませ
んか。

○平野委員長 御異議なしと認め、本
案の討論は終了したものと認めます。
次に本案の討論に關しましては別に通
告もありませんので、これを省略し、
ただちに採決に入るに御異議ありませ
んか。

○平野委員長 御異議なしと認め、本
案の討論は終了したものと認めます。
次に本案の討論に關しましては別に通
告もありませんので、これを省略し、
ただちに採決に入るに御異議ありませ
んか。

【総員起立】

○平野委員長 起立総員。よつて本案
は原案の通り可決いたしました。
なお本案に關する報告書の作成等に
關しましては委員長に御一任願いたい
と存じますが、そのように決するに御
異議ありませんか。

○平野委員長 御異議なしと認め、そ
のようによつて決します。

○平野委員長 次に日程に追加してた
だいま当委員会に付託になりました船
員保険法の一部を改正する法律案を議
題とし、審査に入ります。

まず政府より趣旨の説明をお聞きい
たします。越智厚生政務次官。

船員保険法の一部を改正する法律案
船員保険法の一部を改正する法律
船員保険法（昭和十四年法律第七
十三号）の一部を次のように改正す
る。

第三十三条ノ九第二項但書を次のよ
うに改める。
但し厚生大臣が失業保険法（昭和二
十二年法律第四十六号）ニ依ル失
業保険金ノ最高日額を基礎トシ社会
保険審議会ノ意見ヲ聴キテ定ムル額
ヲ超ユルコトヲ得ズ

附則
1 この法律は、公布の日から施行
する。
2 この法律による改正後の第三十
三条ノ九第二項但書の規定により
厚生大臣が失業保険金の最高日額
を定めるまでの間は、失業保険金
の額は、一日につき三百七十円を
こえることができない。

○越智政府委員 ただいま議題となり
ました船員保険法の一部を改正する法

律案を御審議せられるにあたりまし
て、本法案の提案理由を説明申し上げ
ます。

今回の改正は、船員保険の失業保険
金の日額の最高額を、失業保険法の規
定による失業保険金額表における保険
金日額の最高額を基準といたしまし
て、厚生大臣が社会保険審議会の意見
を聞いて定めることにしようとするこ
とであります。現行法では、失業保険
金の日額は、被保険者の資格喪失前二
月間の標準報酬日額を平均して得た額
の六割とし、その額の最高は三百七十
円を超えることを得ないことと規定さ
れております。しかるに最近の経済情
勢の推移にかんがみましますに、その
最高限を三百七十円とするのは実情
に沿わなくなつたものと思われまし
て、これを引上げる必要が認められる
に至りました。が、最高額を直接に法律
によつてのみ改正する建前によりまし
と、国会の会期等の都合により早急に
改正する措置を講ずることができない
おそれがございます。そこで、陸上の
労働者を対象とする失業保険におきま
しては、毎月勤労統計を基礎として労
働大臣が失業保険金額表を改正し、平
均給与額の上昇または低下に依つて保
険金額を定めることとされております
ので、この際船員保険におきまして
は、失業保険金の日額の最高額につき
まして、陸上の失業保険の失業保険金
額表が改正されました場合はその表に
おける保険金日額の最高額を基準とし
て、厚生大臣が社会保険審議会の意見
を聞いて定めることとし、もつて被保
険者の保護に遺憾なからしめることと
いたしましたのであります。

以上が、船員保険法の一部を改正す

る法律案を今国会に提出した理由であ
りますが、何とぞ、すみやかに、御審
議の上可決されますよう御願ひ申し上
げる次第であります。

○平野委員長 これにて提案理由の説
明を終りました。

次に本案に對しての質疑に入りま
す。御質疑はありますか。御質疑
もないようでありますから、本案の質
疑は終了したと認めるに御異議ありま
せんか。

○平野委員長 御異議なしと認め、本
案の質疑は終了いたしました。

次に本案の討論に入りますのでありま
す。が、本案の討論に關しましては別に通
告もありませんので、この討論は省略
し、ただちに採決に入るに御異議あり
ませんか。

○平野委員長 御異議なしと認め、本
案の討論は終了したものと認めます。
次に本案の討論に關しましては別に通
告もありませんので、これを省略し、
ただちに採決に入るに御異議ありませ
んか。

○平野委員長 御異議なしと認め、本
案の討論は終了したものと認めます。
次に本案の討論に關しましては別に通
告もありませんので、これを省略し、
ただちに採決に入るに御異議ありませ
んか。

○平野委員長 御異議なしと認め、本
案の討論は終了したものと認めます。
次に本案の討論に關しましては別に通
告もありませんので、これを省略し、
ただちに採決に入るに御異議ありませ
んか。

○平野委員長 御異議なしと認め、本
案の討論は終了したものと認めます。
次に本案の討論に關しましては別に通
告もありませんので、これを省略し、
ただちに採決に入るに御異議ありませ
んか。

○平野委員長 御異議なしと認め、本
案の討論は終了したものと認めます。
次に本案の討論に關しましては別に通
告もありませんので、これを省略し、
ただちに採決に入るに御異議ありませ
んか。

○平野委員長 御異議なしと認め、本
案の討論は終了したものと認めます。
次に本案の討論に關しましては別に通
告もありませんので、これを省略し、
ただちに採決に入るに御異議ありませ
んか。

○平野委員長 御異議なしと認め、本
案の討論は終了したものと認めます。
次に本案の討論に關しましては別に通
告もありませんので、これを省略し、
ただちに採決に入るに御異議ありませ
んか。

○平野委員長 御異議なしと認め、本
案の討論は終了したものと認めます。
次に本案の討論に關しましては別に通
告もありませんので、これを省略し、
ただちに採決に入るに御異議ありませ
んか。

○平野委員長 御異議なしと認め、本
案の討論は終了したものと認めます。
次に本案の討論に關しましては別に通
告もありませんので、これを省略し、
ただちに採決に入るに御異議ありませ
んか。

○平野委員長 御異議なしと認め、本
案の討論は終了したものと認めます。
次に本案の討論に關しましては別に通
告もありませんので、これを省略し、
ただちに採決に入るに御異議ありませ
んか。

○平野委員長 ちよつと申し上げま
す。本問題に關する政府側の出席者は
厚生省曾田医務局長、高田医務局次
長、大蔵省木村国有財産課長、農林省
平川農地局長、会計検査院小峰厚生勞
働検査課長、なおそのほか越智厚生政
務次官、久下保険局長でございます。
中馬辰猪君。

○中馬委員 私は鹿兒島の旧海軍病
院、現在は厚生省霧島国立療養所と相
なつております。この病院の持つてお
ります農地の問題について、若干の質
問をいたしたいと思ひます。

問題のあらましは、戦争中海軍が海
軍病院を設立するために、はつきりし
た数字は私は記憶いたしておりませ
んけれども、大よそ十五、六町歩ぐら
いの農地、しかもこれは水田でござい
ます。この十五、六町歩の水田を強制收
用いたしまして、これに海軍病院を建
設いたして今日まで至つたのでありま
す。ところがたゞ終戦となりまし
て、約三町三反歩の農地が依然として
国立病院の敷地に保有されておるので
あります。しかもこれはたゞ「地元
農民諸君が、全面的に農地の解放を固
立病院に要求したにかかわらず、
病院側は終戦以来七箇年の長きにわた
つて依然として農地を保有いたしてお
るのであります。私も今日のごとき食糧増産の急務なる時代において、
厚生省といたしましては、すみやかに
農民諸君に返すことが当然であると思
うのであります。私もたゞ「
地元農民を代表して厚生省にお願ひを
いたしたにかかわらず、厚生省におい

氣を配らなければならぬこともおわかり願えると思うのでございまして、そういう見地からこの問題は考えて行かなければならぬのではないかと思います。

○中馬委員　ただいまのお話のように漠然たる将来の計画のためになぜ七箇年間農地を病院が保有しなければならなかつたということが、私の非常に大きな疑問であります。将来の理想を言えば、結核患者の病床を増床するとか、あるいは職員の住宅を建てるとか、いろいろ理想的なことばもちらんありましようけれども、しかし現

在においては何ら具体的な計画はないではございせんか。具体的な計画なくして食糧増産の貴重な農地を、一反二反ならぬ三町歩のごとく広い面積を保有する必要が、私にはどうして理解できないのであります。厚生省といたしましては、結核あるいはその他の患者のために、おそらく今の病院の敷地の二倍、三倍の敷地が理想的に在るという事は、もちろん私も承知をいたしております。しかし現在直接何らの具体的な計画のないのを、七年間ほつちらかしておつたという理由が、私はどうしても納得が行かないのであります。

○高田(浩)政府委員 お話ごもつともだと思ひますが、先ほど申し上げましたように、この間少しでも食糧の増産に役立つようにという気の配り方から申し上げまして、草ぼう／＼と生えさして、せつかくの土地を遊ばしておるということならば、これは確かに適法、不適法の問題は別にして、妥当性の問題について言えば、私は必ずしもそれは妥当でないと思ひるのでございますが、御承知のように、食糧の確保という見地からいたしまして、その土地をまる／＼遊ばしておつたというところではございせんので、附近の農民の方々に——これは事実上の問題として何と申しますか、耕作を認めておつたような次第でございまして、その意味においては、ただ保有をして遊ばしておつたというのとは類を異にしておるといふふうにお考えをいただければ幸いだと思います。

○中馬委員 私はあなたのおつしやるようなそりやう考え方には承知できないのであります。なぜかという、現在この三町歩の農地のために、約四、五十軒の農家がこれだけで飯を食つておられます。しかもこれらの諸君は、すでに現在病院の建物が設定されているその農地を戦争中取上げられ、残り三町歩の現在問題の土地を取上げられたら、一体どうして飯を食つて行くことができるか。しかも病院側といたしましては、敷地を探索せばそのほかにもまだあるものであります。現在病院の敷地内におつた小高い山がございまして、この山をくずして、先ほど申し上げたたんぼを埋め立てて、その上に建物の設定をしておる。従つて残りのその小高い山といへども、半分以上戦争中の勤労奉仕によつてくずれておられます。あなたがおつしやるように食糧増産のために、農民のために必要であるとして、そして現在病院が使つておるところの敷地の中において、十二分に私は間に合せることができると思ひますが、しかも現在約四、五十軒のこの農民諸君は、自分たちの勤労奉仕によつてもその山をくずして、あるいは建物なりあるいはその他の病院の要求するところの平地を建設するところの熱意すら示しておるのに、そういうようなもつたない山あるいは敷地を遊ばしておきながら、あくまでも農民の生活を奪わんとするといふ、その気持ちがわれ／＼には理解ができません。あなたはそのただいま農民のためにあるいは食糧増産のために、農地を単なる荒地としてほつたらかしておつたんじゃない、それを十二分に利用したといふこととお逃げになつておられますけれども、しかし農民諸君が今日おそろくこの残りの三町歩

の田をとられたならば、どうして飯を食ふことができるか。病院の敷地を理想的にすることも必要であらうけれども、四十戸の農家の食生活を安定せしめるといふこと、農民の職を奪うといふことは、もつと私は重大な問題であると思ひます。厚生省の仕事は、医は仁術であるといふではあります。医は仁術であるといふではあります。病院の建設のためにすでに十五町歩くらゐのたんぼを取上げられ、残りの三町歩、しかも必ずしも今の病院にとつては緊急必要欠くべからざるものとは思ひえないような、さよな農地を何の必要があつて厚生省はとらんとするの、政務次官のひとつ農民に対する理解ある御判断をいただきたいのであります。政務次官の心算を承りたいと思ひます。

○越智政府委員 中馬委員の御質問にお答えいたします。海軍省から厚生省に移置されました病院の敷地の問題につきましても、ただいま医務局長からお答えいたしました経過になつております。そこで中馬委員がおつしやるように、農民に大切な土地を厚生省がゆえなくしてなせ持つておるか、こういうことにつきましては、もう少し研究を要すると思ひますが、不要である土地は、撥還するようになつてよく調査いたし、撥還するようになつてよく調査いたしと思ひます。しかしながら先ほど次長が申しましたように、療養所などは、中馬委員も御同感と考へますが、各地において非常な要望があり、そうしてベツトなどの要求につきましても、各地から非常な要望もございまして、そこで霧島病院の療養所の希望につきましても、厚生省といたしまして、せつかくそういうような病院であります

ので、財政が許し必要なところには、大いに拡張したいという希望は持つておられますけれども、そういうようなことが早急に実現されない、こういう場合には、御趣旨に沿ひましてよく検討いたし、農民の意思を尊重して還元するように努力したいと思ひます。

○中馬委員 政務次官の御答弁は、まことに理解のあるありがたい御答弁であると思ひます。しかしおそろく役所というところは、私はよくわかりませんけれども、今までたび／＼私がこの問題で厚生省にお願ひに來ると、すぐ現場の病院におきましては、病院の幹部諸君が、厚生省の本省に直接町村長あたりにお願いに行くと、すぐこれに對する圧迫を加へる、われ／＼をさしおいてよいいなことを厚生省に言うからこういう問題が起つて來るのだというやうなことで、そのたびごとくに町村長は引つ張り出されまして、文句を言へばすぐ今度は耕作権を取上げるぞ、今度は庭球場に使おうが、野球場をつくらうが、われ／＼は國家公務員であるといふやうな、まことに情ない心算からいたしまして圧迫を加へておるの、私の知つておる通例であります。おそろく私はきよう皆さんにかような強い言葉でいろ／＼なことを申し上げますと、また当りが来るのは村長であります。従つて私は、将来の病院を広げる理想的な案に對しましては、もちろん全面的に協力をいたしまして、もし必要とあれば現在の三町歩以外でも強制収用を行つて、これを拡張せられることが、真に國家のためであるならば、私はこれについて農民に對して説得をいたしたいと思ひます。しかし今までの病院のやり方から判断いたします

して、さよな理解ある態度ではない。村長に對しまして、地元農民に對しまして、何かこの問題を取上げる、すぐ來年度は耕作権を停止するといふ、現に私も耕作権を停止するといふ問題で紛糾を起しているものであります。私はもしさよな一方的な言動をもつて病院の諸君が當るならば、斷じてこれを許すことができない。すでに先般村長が來まして、ある程度病院の宿舎のために取上げられることはやむを得ないといふことを申したことを、私は立會つておつたから知つております。しかしそれすら現場の病院長あるいは幹部の諸君は、村長がなまじいことを言う、あれは元から國家の所有している土地であるから、農民があれこれ文句を言う権利はないんだ、さよなことを言へば、即刻來年は耕地を全部取上げるというやうなことを部落の代表に盲明をいたしているやうな、まことにけしからぬ現状であります。宿舎あるいはその他については、まだ私は十分に余裕があると思ひます。先ほど申し上げました小高い山を切りくずすならば、十二分に宿舎その他の設備はできると思ひます。現在の敷地においてすら、あとで地図をごらんになれば委員諸君もよくおわかりだと思ひますけれども、いくら結核患者を扱つておる医者といへども、ああいう敷地のぜいたくな建物なんというものは、私は日本の病院はおろか、おそろく他におきましても例を見ないと思ひます。もしああいう式にぜいたくな敷地を要求するのであれば、これはいくら敷地をつぶしてもつぶし切れるものではございせん。政務次官は先ほど理解のあるお言葉を賜

わかりましたので、私も一応これで納得いたしましたけれども、どうかひとつ医務局の皆さんも、自分が農民の立場に立つて、祖先伝来の田を奪われ、さらにまた奪われんとし、一体どうして飯を食つて行くかというのを考えた場合において、もう少しあたたかい気持ちで政治をやつてもらいたい。これはすでに厚生省の敷地であるから、お前たちは文句を言うな、文句を言うとならば麦はつくらずにやめぬぞ、米はおろか麦作すら権利を停止するぞというような暴言を吐くに至りましては、これはすでに厚生省の役人としての資格は私はないと思います。従つて本省においては皆様のようない理解ある態度でおられまして、第一線病院の諸君の態度というものは、これは厚生省の役人の頭脳ではなくて、昔の悪代官のような思想を持つておる連中であるから、ひとつそういうつもりで監督してもらいたい。そういうつもりで、この農地の問題はひとつわれわれの納得の行くような、また農民諸君が、なるほどこれならば国のためにたんぼをとられてわれわれは飢死にでもしかたがないという心境になるように、現場においても具体的に相談をしてから決定してもらいたいのであります。私はこの問題が解決するまではこの問題は一応保留いたしまして、さらにあらためて、具体的問題については御相談を申し上げたいと思います。

○高橋(議)委員 今の問題に関連してちよつとお伺いしたいのですが、例の三町歩の耕作をしておる農民の人たちは、国家からその農地の賃借借をしておるわけですから、農地法の保護を受けると思うのですが、政府ではその点

○和田(議)委員 農地法ではたゞいま御指摘のように、たゞいまの土地でございまして、小作契約がございまして、それを取上げますのはかつてにはできないということになっております。

○高橋(議)委員 そうしますと、その土地を耕作しておる人は、耕作権を賃借借によつて得ておるわけですが、先ほどの答弁によりますと、その小作料すなわち賃料は、金納であるか物納であるか、厚生省においてはまだはつきり認識がおりでないように受取れたのですが、物納というものは許されな

法で保護を受けるということは、その耕作者が賃借借によつて耕作権を取得しているからこそそういうことになるのですから、その賃料があいまいであるから、その賃料になつていないといふようなことであれば、国家はその土地を耕作している人に対して、農地法を適用して保護をしなければならぬにもかかわらず、その賃料は国庫の収入になつていないということであれば、これはまた国家としても非常な損失になつておるわけでありまして、その点をばつきりさせなければならぬと思つておるわけでありまして、すなわち耕作権が耕作者にありという立場に立つて、そして耕作者はそれを金納または物納によつて納めておるというところは争えない事実のようですから、それが国庫にいかようにして収入になつておるのかということをお明確に御答弁願ひたいのであります。

○高田(議)政府委員 たゞいま申し上げましたように、いわゆる小作料に相当するものとはつていないのが実情でございます。この適否はもうろい／＼見解もあることだと思つてございしますが、一面においては、農民の立場を考え、現状においてはかようにいたしてゐる次第でございます。

○高橋(議)委員 農民の立場をお考えになつてゐる、すなわち三町歩について農民の立場を考えたということとは、これは私承するのです。しかし賃借借をしてゐるからこそ、その土地を耕作している人を農地法で保護しなければならぬ、こういうことになる。ところがそれを無償で貸付けておるわけでもないと思ひます。先ほど政

府委員の御答弁では、金納をしてゐると思ふ、しかし物納かもしれないが、それは調査してみろ、こういう御答弁があつたので、決して小作料すなわち賃料といふものを徴収しておらぬといふふうにお考えになつてゐると思つた。たゞいまの御答弁ではその点がいまいちよくはつきりしませんが、しかしおそれる耕作者は金納か物納か、ともかくその賃料を納めてゐるに違ひない。ところがそれが行方不明になる、もしくは正式に国庫の収入にならぬといふようなことであつては一大事ですから、ここに横領とか、背任とかいふような犯罪行為がある、そういうふうな犯罪行為をなしているような者が、おこがましくも関係者に対して圧迫を加えるとか、言を左右にして、いまでも農地を取上げるなどといつて脅迫することは不都合千万であると思つておる。近ごろ政界においては筋の通つたことをするといふことがはやりになつておるから、本件においても筋の通つたことをしなければならぬわけ、筋の通つた御答弁をいたさうと思ふ。

○高田(議)政府委員 先ほど御答弁申し上げましたように、現在小作料相当のものをとつてゐることはないといふふうに私承知いたしてゐるのでございしますが、だん／＼のお話もございしますので、先ほど政務次官から申し上げましたように、ひとつよく再調査をいたしたいと思ひます。

○高橋(議)委員 それではその調査の結果に基いて質問いたしたいと思ひますから、保留いたします。

○堀(少)委員 療養所課長がお見えになつておるようですが先ほどからの

次長の苦しい御答弁を聞いていますと、計画なさる金もまだないんでしよ。そこでも土地がいろいろある、まんな中に小山があつて、それを百姓が一緒にくずして利用しようといつておるのですから、そういう実情は療養所課長だとか、施設課長は調査にいらしやつたことがあるのですか、ちよつとそこをお伺いしたい。

○尾崎(議)委員 今の霧島病院のことは中馬さんと前に話したこともありまして現地も調査しております。たゞいま問題になつてゐる土地は、現在の病院の敷地より一段下つたところで、ちよつと今官舎が数軒建てておるところに隣接してゐるのであります。先ほどのお話のように、土地の広さからいいますと、現在の病院のある高いところの一角は、ここに公務員宿舎を入れば、土地の広さについて敷地を三

によりまして、国が国の財産を人に貸したり使わせたりするような場合には適正な対価をとりなければいけない。無償ではない。こういう規定があるものであります。そこで問題が二つにわかれまして、用途または目的を妨げない限度において使わせる、収益させるといふようなことは、どういう態様になるか、契約の態様であります。そこで貸貸借あるいは小作権の設定というやうなものは、この行政財産に関する限り法律の方では予定してないのではありません。ただそういう一時的の使用のさせ方、これによつて農地法に認められた耕作権保護の規定の適用があるといふことは、また別途の法令から参るのではありません。国有財産法の建前から申しますと、そういう場合に行政上の運用としましては、まずそういう長期的なあるいは全面的に耕させる必要のある財産ならばたしてその病院が持つていいかどうか。もつと効率的な方面にまわすべきではないかといふような判断をしなければならぬ。これはやはり財政法の規定にございしますが、国の財産というものは常に良好の状態において管理しなければならぬ。それから最も効率的な方面に運用しなければならぬ。こういうふうな訓示規定がございしますので、当該所管省としましてはそういう見地も考えなければならぬ。そこで農地に關する關係を申しますと、国有財産で農地に必要なものは、農林省の所管の自作農創設特別会計の方に所管を移しまして、農林省の方で適正な処分をするといふような制度ができておりまして、従来国の財産でそういうものにつきましては農林省の方に私どもの方はお渡し

をして、農林省の適正な処分にゆだねているわけでございます。そのときに漏れたもの、あるいは医療の上の目的、あるいは農地行政上の目的、そういう問題でまだ話が残つておる問題、解決のつかぬやうな問題、そういうものはまだ若干あるやうでございますが、これはやはり關係當局において適当な処置をされるということが望ましいのであります。話合いがつかぬといふことになれば国有財産の總代理人として大蔵省の方で適当に調整したい。こういうことでございします。

○中馬委員 だいたいまの大蔵省国有財産課長のお話はまことに私は大きな問題があると思つてあります。なぜかならば、先ほど来申し上げましたやうに物納なりあるいは金納によつて対価を納めておるといたしますならば、はたしてこれが正當に國庫の收入と相なつておるか。もしなつておらぬとすればこれは明らかに横領の責任があると申します。もしかりに無償でやつておつたといふしたならばこれは明らかに財政法第九條の規定に違反すると思つてあります。従つてまた先ほどの財産課長のお話ではその本来の用途にじやまをしない限り貸し付けてもよろしい。たとえば駅の広場なんかは坑木を一時積むといふ程度の貸しは、対価をとつて貸し付けるといふことは、これはまあ當然でしようけれども、七年間も無償でやつたといふことになつて来るとこれは明らかに療養所といたしましては、ただちにこれを本来の目的に供する具体的な証憑あるいは事実がない限りにおいては当然これは大蔵省から農林省に保管がえをいたしまして農地の特別の措置自作農創設維持法という

のですが、その適用を受けることが私は當然であると思つてあります。それからもう一つは、先ほど農地課長のお話で、金額が超過した場合という話がありますが、これはおそろくさつきのこの療養所長の話では、小作料ではないけれども、患者のために対価を納めさせておる。たとえば米を持つて来い、野菜を持つて来い、あるいは種を持つて来いといふやうな事実がもしあつたといふしたならば、これはまた明らかに、農地法第二十三條の金額超過の違反になると思つてあります。従つてこれはもうどの方面から考えましても、明らかにこれを農地とした現狀において、しかもただちに宿舎を建てる計画もない。また建てるとするならば、先ほど堤先生からもお話があつたやうに、ここに石がきをつくるなり、あるいは庭がきをつくるなりいたしますれば、十分に病院の患者室から見えない設備ができるし、またそれだけの敷地はあるといふことは、厚生省においても先ほど明言をせられた通りであります。しかも私が奇怪にたえないことは、患者の部屋から見えないようにするために、たま／＼一段低いからそこに家を建てるとおっしゃいますけれども、低いところになればなるほど高い二階からよく見えるのであります。こういう明らかに物理的に見ても理解に苦しむやうな御答弁をされておる。現在病院の病舎といふものは二階建てに相なつております。その二階建てから見えるのが現在の宿舎、しかもここに壁をいたしまして、さらに低いところにあるから見えないとおっしゃいますけれども、低いと言つたつて、これはまあ大体一間くらいのものでございまして、かえつて上から見れば下の、それこそ高い山から低い山を見ればわかるというやうなことで、かえつてわかるのであります。あなたたちにどういう好意ある考え方をいたすいたしましても、私は皆さんの気持は理解に苦しむのであります。従つて農地法の問題、国有財産法の問題、あるいは現実の問題、農民の立場、どの方面を考えた場合におきましても、すみやかに返しになるのが私は病院の將來の發展のためにもよろしいかと思つてあります。おそろくあの病院をつくる最初の際におきましては、當時の海軍の圧力をもつていたしました關係上、農民諸君も表面は喜び勇んで、御国のためと、しかし内心においては泣いて農地を差上げたといふことは、私はその當時の状況をよく承知いたしてあります。従つて現在におきましてはさらにこれ以上欲を出さないで、しかも付近の農民からうまれてまで病院をりつぱにするといふ必要は私は断じてない。このことだけは私ははっきり申し上げて、すみやかに先ほど大蔵省の方からもお話があつたやうに、これは保管がえをいたされまして、全面的に開放されることを希望したいのであります。

なおつけ加えて申し上げますけれども、実は私がなぜこれほどまでにやかましいことを申し上げたかといふいきさつを申し上げておきますと、この病院の中に道路が通つております。最初この道路を通すときにおいてはここを農民諸君も自由に通つてよろしいといふ条件でこの道路をつくつたのであります。しかるに今日におきましては、その道路も通ることができない。農民

はずつと山のかたをまわつて通つて行かなければならぬ。そこでさしあたり農道を、今言つた三町歩の下に通さしてもらいたい約一間くらいの小さな荷車が通れる程度の農道を病院に並行して通らしてもらいたいという、まことにささやかなるお願いであつたけれども、それすら農民のくせに何を言ふかといふ一喝のもとに断られて、さすがに穩健なる農民諸君も怒りまして、猛然として、それならば全面開放といふことを要求しなければいかぬといふところまで行つたいきさつがあるのであります。どうかひとつこの点については大蔵省とも御相談くださつて、すみやかに善処せられんことを、希望いたしましたまでまだこれはとゞ／＼私も厚生委員会の方にひとつくらがえをいたしまして、それこそこの結末がつくまでは私も引下があるわけに行きませんから……一応この程度で私は終りたいと思ひます。

○高橋(福)委員 先ほどこの貸地の点については政府の方からお答えがあるといふお話でありましたが、その調査をなさるにつきては若干便宜がありますから、今おわかりになつておるならばお答え願ひ、わかつておらなければやはりその調査をしてお答え願つてけつこうだと思つてますが、この問題の三町歩の土地はいつだに貸し付けたのであるか、そして国を代表して契約の当事者になつたのはだれであるかそしてそれに対する代價を受けておるかどうか。受けておるとすればいつ何を受けたか。それらの点を明らかにしていただきたい。この問題はきわめて重要な問題でありまして、と申しますのは、今日で一番大きく私どもが

考えておりますことは、厚生行政を強化して行くこと、この点であります。私どもが注文をすれば、政府財源がない財源がないといつて、どうも私どもの理想としておるところの實現が非常に困難なんです。ところが本件のごときは國家の當然收入になるべきものが、どうも横に流れておる疑いが非常に濃厚なので、こういうことであつたのでは、もう厚生行政をやる財源などは出来るはずがない。一方國民はわめて重い税の負担に苦しんでおるといふときに、國家の事業自体が腐敗しておつたでは、これはゆゆしき問題である。こういう点がまず一点。それにいま一つは、政界並びに官界を肅正するといふことがこれまた必要なことでして、もしもこれらの問題に關連してそこに腐敗したものがあつたれば、これは徹底的にその事實を糾明して、それを肅正しなければならぬのであります。そこで私がお尋ねしたいのは、御調査の結果も關係者において犯罪行為あるときには、刑事訴訟法の規定によれば公務員がその職務上知り得た犯罪行為はこれを告発しなければならぬといふことになつておりますから、厚生当局においてはこれを告発する意思があるかどうか、この点についてお答えを願つておきたいのであります。

○高田(港)政府委員 貸し付けましたのは昭和二十一年ごろからだと承知しております。れつきとした契約はないようでございます。なお詳細につきましては先ほど申し上げましたように取調べたいと思つております。それからもちろん國の公務員が厳正に職務を執行しなければならぬことにつきま

しては、われわれも同様に考えております。私たちの監督に属しますものにつきましても御同様そういう考え方です。私どもも御同様そういう考え方です。もし法に違背して、きわめて公務員として適当でないというようない行為がございしますれば、これは嚴重に措置をしなければならぬ、かように考えております。

○大石(武)委員長代理 次に先般の委員会において国立病院地方移譲問題に對し、政府代表といひまして大蔵大臣並びに厚生大臣に、当委員会に出席を求めて、答弁を求めたいとの御希望が強くあつたので、本日ここにその出席を要求したのであります。が、兩大臣は本年度補正予算の審査のため万やむなく出席できないとの通知がありました。いかがいたしましょうか。

○堀(ツ)委員 医務局次長がちょうどおいでになります。大臣はこへ出て答弁できるのですか。この間国立病院のことについてははつきり答弁ができなかつた。新任早々であるから私たちがかんべんして見のがしたのですが、まだ大臣教育ができないのですか。どうもそういう節があるように思われますが、なぜそういうことを申し上げるかといふと出られない出られないで三日引つぱり、四日引つぱりつたりしたら、二十八年度の予算に間に合わないじゃありませんか。そうしたら何のために小委員会を開いて、われ／＼が妥當な結論を出そうとしておるのか、委員会は何をしておるのかわからぬ。大臣に来てもらうにも時期があるのです。が、もう大臣教育はできておるのかといふことを聞いておるのであります。

○大石(武)委員長代理 予算はあす

終りますから、理由。口実はなくなります。

○堀(ツ)委員 そしたら大臣が出られるときをはつきりしていただきたい。どうです。

○大石(武)委員長代理 これは委員長において適當にいたしますから……他に御発言がありませんか。——なかつたならば本日はこれをもつて散会いたします。

次会は公報をもつてお知らせいたします

午後零時十九分散会